

事務連絡
令和2年3月5日

各都道府県障害保健福祉担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の
臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これに伴う障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いします。

記

1. 障害支援区分の認定等について

障害者支援施設や病院等に入所等している者への対面による認定調査が困難な場合、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとする。

2. 市町村審査会の開催方法について

新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、市町村審査会を開催するに当たって、ICT等の活用によって特定の会場に集まらずに開催する方法や、

あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話による合議を行い、判定を行うなどの方法をとることも差し支えないものとする。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害支援区分係

鈴木、榊原

TEL 03-5253-1111(内線 3026)